

# 建築工事請負契約書

工事名 ..... 様邸新築工事 .....

注文者 ..... (以下「甲」という。) .....

請負者 有限会社 寺田 建築  
代表取締役 寺田 周 可 (以下「乙」という。) .....

この契約書(約款含む)と添付の図面及び 見積書1冊 とによって工事請負契約を締結します。但し、融資実行ができなかった場合にはこの契約を無効とする。

1. 工事内容 .....

2. 工事場所 .....

3. 工期 着手 ..... 年 ..... 月 ..... 日  
上棟 ..... 年 ..... 月 ..... 日  
完成 ..... 年 ..... 月 ..... 日

4. 請負代金額 ..... 金 ¥ .....  
.....  
建築工事価格 ..... 金 ¥ .....  
.....  
取引に係る消費税額 (税率10%) ..... 金 ¥ .....

5. 支払方法 この契約成立時 ..... 金 ¥ .....  
.....  
部分払 第1回 上棟時 ..... 金 ¥ .....  
.....  
部分払 第2回 造作完成時 .....  
.....  
最終回 工事完了時 ..... 金 ¥ .....  
(登記完了抵当権設定時)

6. 引渡し時期 建築物が完成し注文者「甲」自社検査に合格した後7日以内に引き渡します。

7. お客様「甲」の個人情報の取扱  
① この契約締結にあたり「甲」が提供する個人情報について、「乙」は「甲」の承諾を得ずに「甲」宅建築の目的以外に利用してはならない。  
② 「甲」は「甲」宅建築にあたり、「乙」が「甲」の個人情報及び個人データを「甲」宅建築に携わる建築設計事務所及び下請業者、協力業者等の第三者に提供することに同意する。  
③ 「乙」は前項の個人情報及び個人データを「甲」宅建築以外の目的に使用してはならない。

したときは、甲は、乙の求償債権を担保するため、建物並びにその敷地につき、抵当権設定契約を締結し、建物の引渡の前日までに、委任状、印鑑証明その他抵当権設定登記に必要な書類一式を乙に交付する。

- 2 甲が請負代金の支払の一部に充てるため、住宅金融支援機構又はその他の公的機関から金銭の借入を行い、当該融資金による支払を当該融資時に行うときは、甲は乙に対し、引渡し前日までに、当該融資金の代理受領に必要な書類一式を交付するとともに、当該融資金に相当する請負代金額について準消費貸借（乙の指示あるときは、「債務確認弁済並びに抵当権設定契約」をいう）を交付する。
- 3 前二項に定める借入に付いては、甲は、乙にその融資金の代理受領を委任する。
- 4 前項により乙が融資金を代理受領したときは、乙は、直ちにこれを請負代金債務の弁済に充当することができるものとし、この充当をもって、乙が甲に対して負担する代理受領金銭引渡債務は、充当額を限度に相殺により消滅する。
- 5 前項により弁済充当したときは、乙は、甲に対して遅滞なく、充当の時期及び金額を通知する。
- 6 本条に定める以外の金額で、甲がこの契約において乙に代理受領させることにしたものについては、前二項を準用する。

- 第12条 1（借入が不承認になった場合の処置） 甲の前条第1項の金銭の借入申込が不承認になったときは、乙は、この契約を締結時に遡って解除することができる。
- 2 前項の場合には、乙は既収代金からそれまでに要した費用を控除した金額を甲に返還するものとする。

第13条（遅延損害金） 乙が工期内に工事を完成できないときは、甲は、遅延日数1日にしき請負代金総額の2000分の1以内の損害金を請求することができる。ただし、第4条、第5条、第6条第2項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

第14条（瑕疵担保責任） 乙は、引渡の日から建物構造躯体については10年間、その他については2年間の瑕疵担保責任を負う。ただし、付帯設備及び付帯設備のうち、製造者保証のあるものは当該保証による。

第15条（契約書作成費用） この契約書の作成に要する費用（貼用印紙代を含む）は、甲乙折半して負担する。

第16条（紛争の解決） この契約について紛争の生じたときは、当事者双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれに紛争の解決を依頼するか、又は建築業法等の定める解決方法による。

第17条（付則） この契約に定めない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

年 月 日 住所

甲（注文者） 氏名

乙（請負者） 住所

氏名